

改正後	現 行
<p>(別紙) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1～3 (略)</p> <p>1. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1)～(8) (略)</p> <p>2. 試験成績の提出の除外について (1) 葉害に関する試験成績について ① (略) ② 周辺農作物に対する葉害に関する試験成績 ア. 漂流飛散による葉害試験成績について 「当該農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等からみて、当該農薬が漂流飛散し、周辺農作物に影響(葉害)を及ぼすおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。 (ア)～(オ) (略) (カ) 剤型が粒剤(水田以外で使用される除草剤又は<u>有人ヘリコプターによって散布する場合</u>は除く。)の場合 イ.～ウ. (略) ③ (略) (2) (略) (3) 水産動植物への影響に関する試験成績について ① 魚類急性毒性試験成績及びミジンコ類急性遊泳阻害試験成績について ア. (略) イ. 製剤での実施について 「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。 (ア)～(カ) (略) (キ) 畑地適用農薬で剤型が粒剤(<u>有人ヘリコプターによって散布する場合</u>は除く。)の場合及び植穴処理、土壤に灌注して使用される場合 ②～④ (略) ⑤ 藻類生長阻害試験成績について ア. (略) イ. 製剤での実施について</p>	<p>(別紙) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1～3 (略)</p> <p>1. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について (1)～(8) (略)</p> <p>2. 試験成績の提出の除外について (1) 葉害に関する試験成績について ① (略) ② 周辺農作物に対する葉害に関する試験成績 ア. 漂流飛散による葉害試験成績について 「当該農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等からみて、当該農薬が漂流飛散し、周辺農作物に影響(葉害)を及ぼすおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。 (ア)～(オ) (略) (カ) 剤型が粒剤(水田以外で使用される除草剤又は<u>空中散布若しくは無人ヘリコプターによる散布の場合</u>は除く。)の場合 イ.～ウ. (略) ③ (略) (2) (略) (3) 水産動植物への影響に関する試験成績について ① 魚類急性毒性試験成績及びミジンコ類急性遊泳阻害試験成績について ア. (略) イ. 製剤での実施について 「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。 (ア)～(カ) (略) (キ) 畑地適用農薬で剤型が粒剤(<u>空中散布又は無人ヘリコプターによる散布の場合</u>は除く。)の場合及び植穴処理、土壤に灌注して使用される場合 ②～④ (略) ⑤ 藻類生長阻害試験成績について ア. (略) イ. 製剤での実施について</p>

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 畑地適用農薬で剤型が粒剤（有人ヘリコプターによって散布する場合は除く。）の場合及び植穴処理、土壌に灌注して使用される場合

(4) 水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験成績について

① ミツバチ影響試験成績について

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、ミツバチが当該農薬に暴露するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

ア.～エ. (略)

オ. 剤型が粒剤（殺虫剤又は有人ヘリコプターによって散布する場合は除く。）の場合

② 蚕影響試験成績について

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、蚕が桑葉を摂取すること等により、当該農薬に暴露するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

ア.～エ. (略)

オ. 剤型が粒剤（適用農作物に桑が含まれる農薬、殺虫剤又は有人ヘリコプターによって散布する場合は除く。）の場合

③及び④ (略)

(5)～(8) (略)

3. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

＜残留性に関する試験＞

農作物への残留性に関する試験（3-1-1、2）

作物残留試験（3-1-1）

1.～6. (略)

7. 試料の分析について

(1) (略)

(2) 分析部位

① (略)

② 以下の表の左欄に掲げる作物については、右欄に掲げる部位を分析することが望ましい。

作物名	分析部位
キウイフルーツ	果肉及び果皮
なし、マルメロ、	果実（ <u>果梗を除去したもの</u> ）

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 畑地適用農薬で剤型が粒剤（空中散布又は無人ヘリコプターによる散布の場合は除く。）の場合及び植穴処理、土壌に灌注して使用される場合

(4) 水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験成績について

① ミツバチ影響試験成績について

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、ミツバチが当該農薬に暴露するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

ア.～エ. (略)

オ. 剤型が粒剤（殺虫剤又は空中散布若しくは無人ヘリコプターによる散布の場合は除く。）の場合

② 蚕影響試験成績について

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、蚕が桑葉を摂取すること等により、当該農薬に暴露するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合等がこれに該当する。

ア.～エ. (略)

オ. 剤型が粒剤（適用農作物に桑が含まれる農薬、殺虫剤又は空中散布若しくは無人ヘリコプターによる散布の場合は除く。）の場合

③及び④ (略)

(5)～(8) (略)

3. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

＜残留性に関する試験＞

農作物への残留性に関する試験（3-1-1、2）

作物残留試験（3-1-1）

1.～6. (略)

7. 試料の分析について

(1) (略)

(2) 分析部位

① (略)

② 以下の表の左欄に掲げる作物については、右欄に掲げる部位を分析することが望ましい。

作物名	分析部位
キウイフルーツ	果肉及び果皮
なし、マルメロ、	果実（ <u>花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの</u> ）

りんご	
びわ	果実（果梗を除去したもの）の果肉（種子を除去したもの）及び果皮
もも	果肉（種子を除去したもの）及び果皮
すいか、まくわ うり、メロン	果実（茎を除去したもの）の果肉 及び果皮

注（略）

③～⑤（略）

（３）及び（４）（略）

８．及び９．（略）

（中略）

（別表１－１－①）（略）

（別表１－１－②）

適用農作物のうち果樹類以外のもの（食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）：作物残留試験成績を必要とするもの）

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品名等の例	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
野菜類	なばな類	（略）	（略）	茎葉及び花蕾を収穫するもの
		くきたちな	（略）	
		<u>ケールッコラ（なばな栽培）</u>		
		こうさいたい	（略）	
		（略）		

りんご	<u>の）並びに花おち、しん及び果梗の基部</u>
びわ	果実（果梗を除去したもの）の果肉（種子を除去したもの）及び果皮
もも	果肉（種子を除去したもの）及び果皮
すいか、まくわ うり、メロン	果実（茎を除去したもの）の果肉 及び果皮

注（略）

③～⑤（略）

（３）及び（４）（略）

８．及び９．（略）

（中略）

（別表１－１－①）（略）

（別表１－１－②）

適用農作物のうち果樹類以外のもの（食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）：作物残留試験成績を必要とするもの）

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品名等の例	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
野菜類	なばな類	（略）	（略）	茎葉及び花蕾を収穫するもの
		くきたちな	（略）	
		こうさいたい	（略）	
		（略）		
		（略）		

	チンゲンサイ (なばな栽培)		
	チンゲンルッコラ (なばな栽培)		
	摘菜花		
	(略)	(略)	
非結球あぶらな科葉菜類	(略)	(略)	茎葉 (花茎がのびだす前のもの) を収穫するもの
	ケール	(略)	
	ケールッコラ		
	こまつな	(略)	
	(略)	(略)	
	チンゲンサイ	(略)	
	チンゲンルッコラ		
	てごろ菜		
(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
せり科葉菜類	(略)	(略)	(略)
	パセリ	(略)	茎葉を収穫するもの
	フェンネル (葉)	ういきょう、ステイッキオ	
	みつば	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

	チンゲンサイ (なばな栽培)		
	摘菜花		
	(略)	(略)	
非結球あぶらな科葉菜類	(略)	(略)	茎葉 (花茎がのびだす前のもの) を収穫するもの
	ケール	(略)	
	こまつな	(略)	
	(略)	(略)	
	チンゲンサイ	(略)	
	てごろ菜		
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
せり科葉菜類	(略)	(略)	(略)
	パセリ	(略)	茎葉を収穫するもの
	フェンネル (葉)	ういきょう	
	みつば	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

	ごぼう		(略)
	(削る)	(削る)	(削る)
	ザーサイ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	食用かえで (葉)		(略)
	<u>食用ききょう (根)</u>		<u>根を収穫するもの</u>
	食用ぎく		(略)
	(略)	(略)	(略)
	食用さくら (葉)	(略)	(略)
	<u>食用さくら (花)</u>		<u>花を収穫するもの</u>
	食用シネラリア	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	プンタレッラ		(略)
	<u>ベルギーエシャロット</u>	<u>シャロット</u>	<u>鱗茎を収穫するもの</u>
	ほうきぎ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注1) (略)

	ごぼう		(略)
	<u>コンフリー</u>	<u>シンフィツム、ヒレハリソウ</u>	<u>葉を収穫するもの</u>
	ザーサイ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	食用かえで (葉)		(略)
	食用ぎく		(略)
	(略)	(略)	(略)
	食用さくら (葉)	(略)	(略)
	食用シネラリア	(略)	<u>花を収穫するもの</u>
	(略)	(略)	(略)
	プンタレッラ		(略)
	ほうきぎ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注1) (略)

(別表 1-2)

適用農作物（食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）以外の農作物：作物残留性試験成績を必要としないもの）

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	
		いぐさ		
		<u>ケナフ</u>		
		しちとうい		
(略)	(略)	(略)		

注 1) (略)

(以下略)

(別表 1-2)

適用農作物（食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）以外の農作物：作物残留性試験成績を必要としないもの）

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	
		いぐさ		
		しちとうい		
(略)	(略)	(略)		

注 1) (略)

(以下略)

附則（平成30年1月26日）

- この通知による改正後の規定は、平成30年1月26日以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、この通知による改正後の3. 作物残留試験（3-1-1）7.（2）の②の規定は、平成30年1月26日以降に開始する試験の試験成績に適用する。